



16. 私は「生活保護」の恐ろしさをしみじみと味わったのです。
17. それでも体全体の痛みは、ひどくなるばかりなので、それ迄我慢していたこともあり、やむなく熱海市社会福祉課に頼んで、痛み止めの薬だけでも下さいとお願いする覚悟を決めたのですが、なかなか怖くて頼めませんでした。
18. そうこうしている矢先の平成 23 年夏頃、熱海市社会福祉課、加藤久晴という方が訪ねて来て、「私が担当となりました」と言って帰っていきました。
19. 私は、内心「ホッ」としました。上記 15 の陰険風の担当者ではなかったからです。
20. この頃、テレビでは毎日のように「生活保護」の不正受給？がひんぱんに流されていて、私は「生活保護」では、とてもまともに生きられない事を改めて知ったのです。
21. はっきり言って「死にたい！」とすら思いましたが、知り合いに勇気づけられて自殺を思いとどまり、診療も我慢を重ねました。
22. ところが、平成 23 年の年末から平成 24 年の新年にかけて体全体の痛みがひどくなり、我慢しきれなくなって、担当者である加藤久晴氏に電話をし、バス停の目の前にある上記 8 の『河西クリニック』で診療してもらい、痛み止めの薬を貰いたいのですがと頼んだのです。
23. そうして『河西クリニック』に通院するようになり再診療の上、痛み止めの薬がいただけるようになりました。
24. やっと痛み止めの薬が貰えて痛みがやわらぎホッとした矢先の平成 24 年 11 月 8 日、担当者の加藤久晴氏が自宅に来て「貴方は歩いて病院に通っている、つまり歩ける状態なので仕事に就いてほしい、ハローワークに行って求職活動を頻繁にするように！」と言って別紙の「求職活動・収入申告書」等を 12 枚置いていったのです。
25. その帰り際に、更に「求職活動をきちんとして役所までこの書類を持参し報告して下さい、それをしないと『保護打ち切り』の処置もある、云々」と言って帰って行きました。
26. 私の右下肢全廃の身体障害は、むしろ悪化し、体全体の痛みもひどくなっていて、歩行困難が進行しており、求職活動ができない状況であるのに、求職活動をしなければ『保護打ち切り』になるのでは、まるで『死ね』と言っていることと同じなので、「日本セーフティネット協会」に相談したのです。
27. そしていただいた『回答書』が平成 24 年 11 月 12 日のものです。
28. すると、担当者の加藤久晴氏から文書連絡があり、「南あたみ第一病院」で再度診断を受けるようにと指示されましたので、再度「南あたみ第一病院」行き、再度、田澤三郎医師により診断を受けたのです。
29. その時の、レントゲン技師の方が、レントゲンの写真を見て驚き、「かなりひどい状態ですね、人工骨を入れる手術を勧められませんでしたか」と聞かれました。
30. それらの診断の結果なのでしょうか、平成 25 年 2 月 21 日、私が生活必需品を買い出しに行っている留守中に別紙の『連絡票』がポストに入っていました。
31. この『連絡票』を見て、私は全身から力が抜けていきました。
32. 「座り作業であれば『就労可』と判断されました」と記載されておりましたので、『要手術/二次性変形性股関節症』の治療をしないで、『座り作業をしろ』と言っているのであり、現状の歩行困難/全身苦痛の私に、『座り作業であれば就労可』と診断書を出した、「南あたみ第一病院」の医師及びその医師の診断書に基づいて『就労可』と判断した、熱海市役所福祉事務所担当者/加藤久晴氏らの判断は、いくら考えても『虐待』にしか思えないので、再度「日本セーフティネット協会」に相談したのです。
33. 現在の私は上記 32 に対する『回答書』（平成 25 年 2 月 25 日）に従って生活しておりますが、熱海市社会福祉課に勤務する加藤久晴氏や、「南あたみ第一病院」の田澤三郎医師及び「河西クリニック」の本木下覚郎医師らの『就労可』の判断は、障害者の「生活保護」受給者に対する『虐待』以外のなにものでもないもので、訴えたく思う次第なのです。